

令和4年5月

保護者の皆様へ

高校生等奨学給付金制度に係る受給申請書等の提出について(お願い)

初夏の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は長野県の教育行政に御理解、御協力を賜り、ありがとうございます。

さて長野県では、国の補助を受け、授業料以外の教育に必要な経費の負担を軽減することを目的として給付金を支給する「高校生等奨学給付金制度」を平成26年度に創設しました。

また、令和2年度から、御家庭の事情に応じて御活用いただける、新入生に対しての早期給付及び家計急変世帯への給付メニューも加わりました。

この奨学給付金制度の令和4年度の支給対象者は、国公立高等学校に在学している生徒の保護者等のうち、長野県内に住所を有しており、かつ生活保護（生業扶助）を受給している方又は保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の方となります。

つきましては、対象となる保護者等の皆様は、「**高校生等奨学給付金受給申請書**」に以下のいずれかの書類を添付し、指定された期限内に提出していただく必要があります。

- 1 「高等学校等就学支援金個人番号（マイナンバー）利用申込書」により保護者（親権者）等の個人番号を既に高等学校へ提出している方
 - ・ 高校生等奨学給付金個人番号利用申請書兼同意書※令和4年8月31日までの受給をご希望の場合は、課税証明書等の提出をお願いします。

- 2 1に該当しない方
 - ・ 令和4年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できる書類（課税証明書等）

この件について御不明な点がございましたら、以下までお問い合わせください。

【問合せ先】

松本県ヶ丘高等学校事務室

TEL：0263—32—1142